

国民体育大会（国民スポーツ大会） サポートチーム規程（STR）

2023年10月10日更新版

Change Log（変更箇所）

Amendment 01: 3.5, 4.4.1, 4.2, 4.3, 4.5, 4.6, 6.2.2, 付図 1, 付図 2 変更 4.4 削除

Amendment 02: 1.7.4 変更

1 総則

- 1.1 このサポートチーム規程（以下「STR」という。）は、支援者が国民体育大会の会場内（陸上及び水上）にいる間常時適用される。
- 1.2 STRは、レース公示に規定された大会期間中（計測開始日～最終日）に適用される。
- 1.3 STRにおいては、次の定義が適用される。
 - 1.3.1 “支援者（サポートパーソン）”とは、RRSにて定められた意味である。
 - 1.3.2 “サポートチーム”とは、各都道府県連盟及びその競技者に関連している全ての支援者をいう。
 - 1.3.3 “支援者艇（サポートボート）”とは、サポートチームのメンバーの管理又は監督下にある船舶をいう。
- 1.4 主催団体は、いつでも支援者艇がSTRに従っているかを確認するために検査を行うことがある。支援者艇の責任者は検査に協力しなければならない。
- 1.5 主催団体は、いつでもSTRを変更することがある。変更は公式掲示板に掲示される。
- 1.6 主催団体は、その裁量で、適切でないと考える支援者艇の登録を取り消すことがある。
- 1.7 全ての支援者、ドライバー及び支援者艇は、10月7日の午前10時までにレース委員会事務局で登録し、識別旗の貸与を受けなければならない。なお、貸与された識別旗は、10月11日の午後1時までにレース委員会事務局に返却すること。
 - 1.7.1 各支援者艇はインシデント毎に少なくとも1億円（又は同等の）を補償する有効な第三者賠償責任保険に加入していること。
 - 1.7.2 登録されたサポートチームのメンバーのみが、指定されたドライバーである。
 - 1.7.3 主催団体が用意した無線機がある場合、支援者艇の責任者は出艇申告から帰着申告まで、通信可能な状態で無線機を保持しなければならない。（別図参照）
 - 1.7.4 上記の無線に加え国際VHFの搭載が可能な支援者艇は、国際VHFも支援者艇に登載することを推奨する。その場合のチャンネルは74チャンネルとする。
- 1.8 支援者艇は、水上では常時、主催団体から貸与された識別旗を支援者艇に掲揚しなければならない。

2 セーリング競技の会場

- 2.1 支援者艇は、艇を水面に浮かべる際は指定された斜路／区域を使用すること。艇を浮かべたら、トレーラーは直ちにトレーラー置き場又は主催団体に指示されたように移動すること。
- 2.2 登録された支援者艇のみがセーリング競技の会場に入ることを許される。
- 2.3 使用していない支援者艇は、STRを適用する全ての時間、セーリング競技の会場で支援者艇に割り当てられたエリアに適切に係留するものとする。

3 安全

- 3.1 支援者艇は、法定備品に加えて以下を艇に積み込んでいなければならない。
 - 3.1.1 主催団体から貸与され、チャンネルが指定された無線機、または国際 VHF 無線機
 - 3.1.2 状況及びレース海面の深さに対応する適切なアンカー及び索具（ロープ等）
 - 3.1.3 曳船用ロープ（長さ 15 メートル以上で直径 10 ミリメートル以上、2 本）
 - 3.1.4 競技者確保済を識別するための主催団体が用意するカラーリボン
- 3.2 エンジンを使用しギアが入っている時は、常時キルコードをしっかりとドライバーに取り付けていなければならない。
- 3.3 乗員はレスキュー活動ができる体制でなければならない、また艇の定められた最大搭載人員制限の 1/2 を越えてはならない。
- 3.4 常時、支援者艇の登録されたドライバーを含む支援者は、レースオフィシャルズの権限にて与えられた指示に従うこと。これには要請された場合の救助作業を含む。
- 3.5 支援者艇の**その当日のドライバー**は、出艇・帰着申告所で申告をしなければならない。**また、当日のドライバー全ての名前を出艇申告書に記載しなければならない。なお、帰着申告は当日のドライバーが行うこととする。**
- 3.6 主催団体から貸与される無線機は、出艇申告時に受け取り、帰着申告時に充電のため返却すること。
- 3.7 支援者艇は、SI でレース艇の出艇が制限されている場合は、同様に制限（D 旗）に従わなければならない。

4 支援者艇の**待機エリア及び制限エリア**

- 4.1 支援者艇の**待機エリア**を付図 1 に示し、**制限エリア**を付図 2 に示す。
- 4.2 支援者艇は最初にスタートするクラスの準備信号の時刻から一連のレースの最後にスタートするクラスのスタート信号までの間、待機エリアのコース・サイドではない側にいなければならない。
- 4.3 支援者艇は最初にスタートするクラスの準備信号の時刻からすべての艇がフィニッシュまたはリタイアするか、またはレース委員会が延期、ゼネラル・リコールもしくは中止の信号を発するまで制限エリアに侵入してはならない。但し、支援者艇は、危険な状態にあるボートからの救助要請により救助を行うか、レース委員会またはプロテスト委員会の要請があった場合を除く。
- 4.4 ~~一連のレース若しくはコースエリアの全てのレースが延期又は中止された場合には、支援者艇は競技者に支援業務を行うためコースエリアに入ることができる。~~
- 4.5 引き続きレースが行われる場合には、支援者艇は引き続き **STR 4.2** に従わなければならない。
- 4.6 シグナルボート及び運営艇に V 旗が掲揚された場合、支援者艇は救助のために**待機エリアおよび制限エリア**に入ることができる。

5. 特別安全規定

- 5.1 競技者の安全確保のため、支援者艇に救助協力を要請する場合、シグナルボートまたは運営艇に V 旗を掲揚する。その場合、支援者艇は、危険な状態にあるレース艇の救助を行うとともに、レース委員会からの無線による指示に従い、レース艇の救助に協力しなければならない。これは **RRS37** を変更するものである。
- 5.2 規定 1.7.3 にて主催団体から貸与された無線機は、常時スイッチを入れた状態で保持し、指定のチャンネルで安全交信のみに用いること。

5.3 レース艇の乗員を救助（艇体放棄）した支援者艇は、その艇のバウへ 3.1.4 に規定されたカラーリボンを取り付けること。

5.4 V 旗の掲揚がない場合でも、病気または負傷しているか、または危険な状態にある乗員に対しては、RRS41(a)の規定により援助することができる。

6 支援者艇の電子機器

6.1 無線機

6.1.1 支援者艇は、規程 3.1.1 により求められている通り無線機を搭載すること。

6.2 他の電子機器

6.2.1 支援者艇及びサポートチームメンバーは、以下に許されているものに限り電子機器の持ち込みと使用をしてよい。

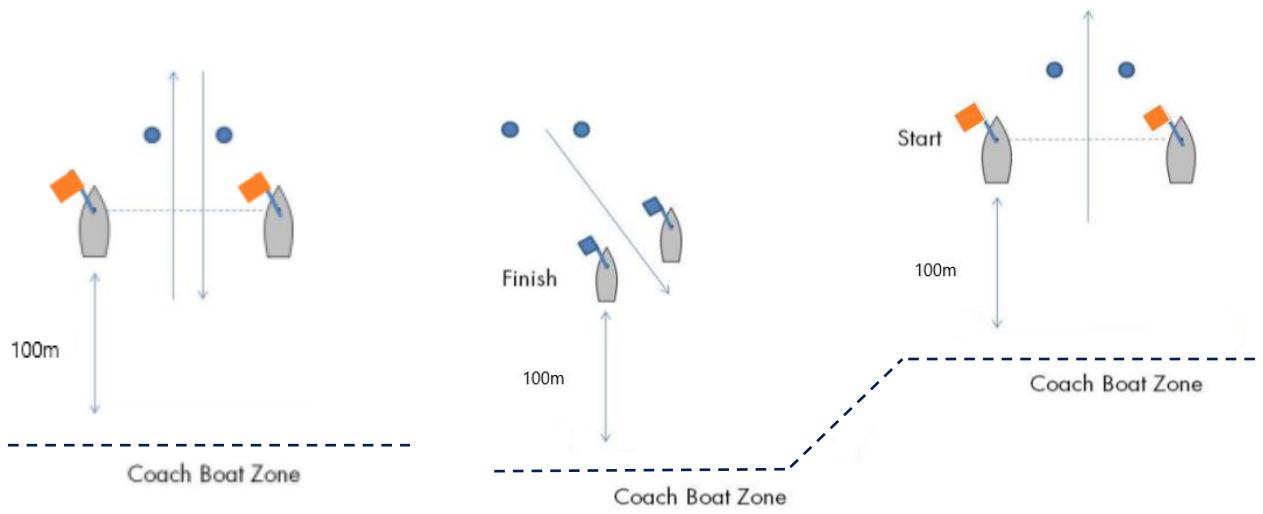
6.2.2 携帯電話、ビデオカメラ、写真機、風速計、風速計器、電子位置システム (GPS) は許可される。

6.2.3 主催団体により、各支援者艇の電子位置システムが提供された場合、主催団体の指示に従い水上にいる間常時搭載すること。

7 支援者艇の責務

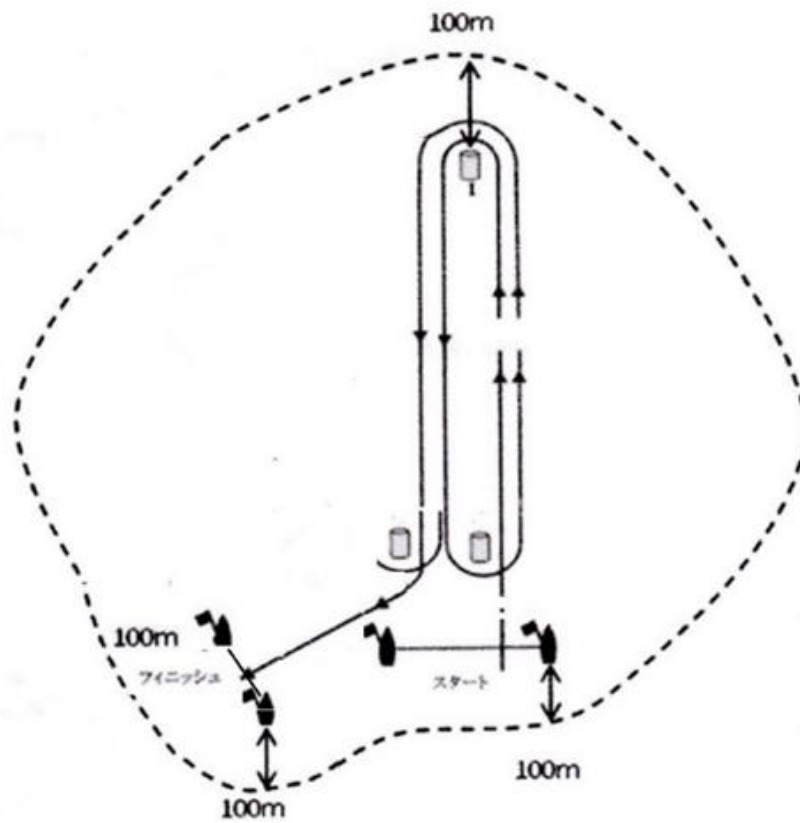
支援者艇及び支援者艇のメンバーは、NOR 及び SI に規定された事項のほか、規定 1.7 の登録と同時に STR が適用されることに同意したものとする。

付図 1 待機エリア

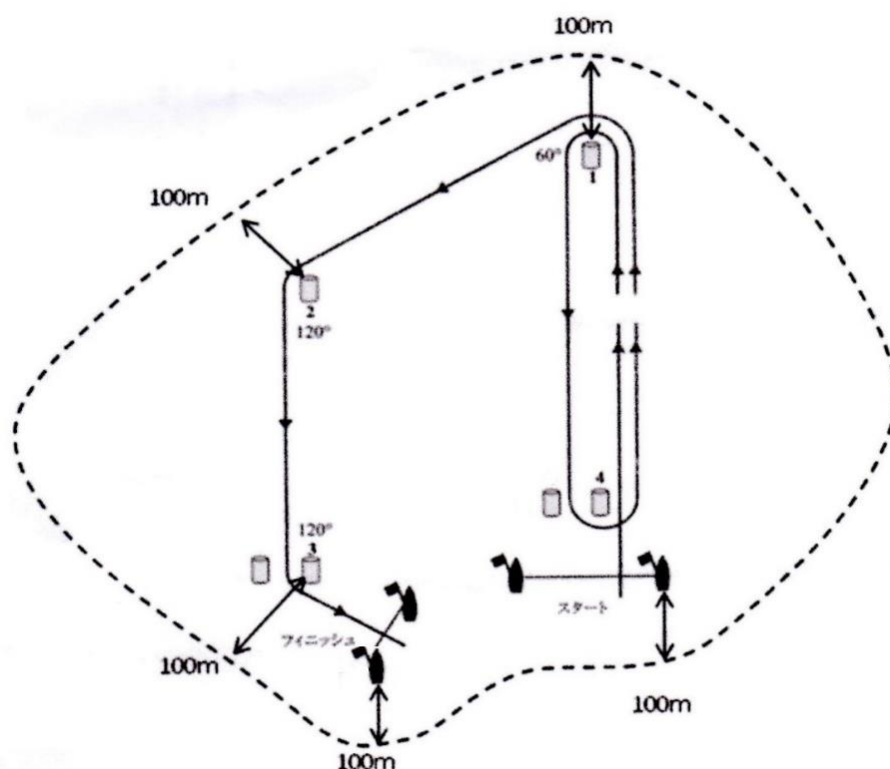


付図 2 制限エリア

上下コース



トラペゾイドコース



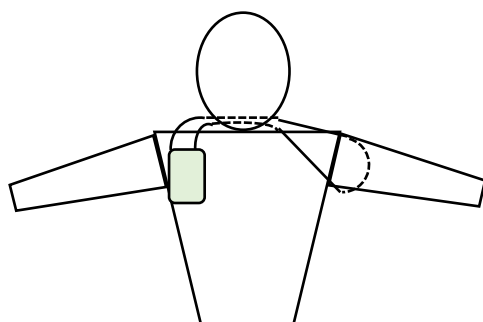
別図

無線機の装着方法(参考)

下図のように装着していただくと、ドライビング中でも聞き取り易くなります。

右の耳元に無線機を保持する場合

- ① ベルトを左の腕にベルトを通す
- ② 無線機を頭の後ろを回し右の胸の前に降ろす
- ③ 右手で操作しやすい位置（鎖骨の辺り）にベルトの長さを調節



☆無線機が耳元にあるため、リブポートを運転していても傍受が可能